社会福祉法人長久手市社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長久手市社会福祉協議会(以下「本会」という。)における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、事業の適正な運営及 び個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」「個人識別符号」「要配慮個人情報」「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」又は「本人」は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定義による。

(法令の遵守等)

第3条 本会の役員、職員その他の従業者及び本会の定款に定められた委員会の委員 (以下「従業者等」という。)は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令 を遵守するとともに、その実施する事業において個人情報の保護を図らなければな らない。

第2章 個人情報の取得・利用

(利用目的の特定)

第4条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならず、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第5条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利 用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 本会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

- 第7条 本会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。
- 2 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮 個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、報道、出版、学 術研究等により公開されている場合
 - (6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (7) 第14条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第8条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、 身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力 する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することに より当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合 (利用目的の公表)
- 第8条の2 本会が前条第1項に基づきあらかじめ公表する本会保有の個人情報の利用目的は、以下のとおりとする。
 - (1) 特定個人情報を除く個人情報の利用目的
 - ア 本会を構成する各種組織及び福祉関係者との各種連絡調整業務の実施
 - イ 本会が行う各種事業及び事業に係る関係機関との各種連絡調整等業務の実 施
 - ウ 本会および本会を構成する各種組織が行う研修事業に関する企画立案、受 講案内、受付、受講管理等に関する業務の適切な実施
 - (2) 特定個人情報の利用目的
 - ア 本会役職員以外の個人に係る個人番号関係事務
 - (ア) 報酬・料金等の支払調書作成事務
 - (イ) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - (ウ) 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - イ 本会役職員(その扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務 源泉徴収関連事務等

第3章 個人データの安全・適正な管理

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 本会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなればならない。

(従業者等の監督)

第11条 本会は、従業者等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 本会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その委託 された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適 切な監督を行わなければならない。

(漏洩等の報告等)

- 第13条 本会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本会が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する場合には、本会は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第4章 個人データの第三者提供の制限

(第三者提供の制限)

- 第14条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、 個人データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適 用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的または当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨ついて、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第15条 本会は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号に掲げる事項に 関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条 第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該個人データを提供した年月日
 - (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定する に足りる事項
 - (5) 当該個人データの項目
- 2 本会は、前項の記録を、当該記録作成日から3年間保存しなければならない。 (第三者提供を受ける際の確認等)
- 第16条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、法令により確認を要しないとされている場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者 又は管理人)の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 本会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成しなければならない。

- (1) 本人の同意を得ている旨
- (2) 前項各号に掲げる事項
- (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- (4) 当該個人データの項目
- 3 本会は、前項の記録を、当該記録作成日から3年間保存しなければならない。

第5章 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第17条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。
 - (1) 本会の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2)全ての保有個人データの利用目的(第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
 - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第19条第1項もしくは第20条第 1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続(第23条第2項 の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)
 - (4) 本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない 旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。 (公表事項等)
- 第17条の2 前条の公表事項は、以下のとおりとする。
 - (1)本会の名称、住所及び代表者の氏名 社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 愛知県長久手市前熊下田171番地 会長 近藤 鋭雄
 - (2) 保有個人データの利用目的 第8条の2記載のとおり

(3) 第17条第2項の規定による求め又は次条第1項、第19条第1項もしくは第 20条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続(第23条第 2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。)

第22条記載のとおり(手続の詳細は、(4)記載の窓口にお問い合わせください。)。

(4)本会が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先 社会福祉法人 長久手市社会福祉協議会 総務チーム 〒480-1102 愛知県長久手市前熊下田 171 番地 TEL. 0561-62-4700 (代表) FAX. 0561-64-3838

(開示)

- 第18条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録 の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求 することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により 当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の 当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)によ り、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示する ことにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しない ことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について 開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項 の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅 滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第19条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他 の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必 要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個 人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 本会は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

- 第20条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第5条若しくは第6条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去 (以下「利用停止等」という。)を請求することができる。
- 2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項の 規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への 提供の停止を請求することができる。
- 4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データを本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第13条第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければ

ならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に 多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うこと が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措 置をとるときは、この限りでない。

7 本会は、第1項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項若しくは第5項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第21条 本会は、第17条第3項、第18条第3項、第19条第3項又は前条第7項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示請求等の手続)

- 第22条 第17条第2項の規定による求め又は第18条第1項、第19条第1項若 しくは第20条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求(以下 「開示請求 等」という。)は、本会が別に定める書面を提出しなければならない。
- 2 本会は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第 三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合にお いて、本会は、本人が容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該保 有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便 を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示請求等をすることにつき本人が委任した代理人

第6章 組織及び体制

(個人情報保護管理者等)

- 第23条 本会における個人情報の保護及び適切な管理を図るため、個人情報保護管理 者を置き、事務局長をもって充てる。
- 2 個人情報保護管理者は、本会が保有する個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その 他個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 個人情報保護管理者は、本会の事業における個人情報の適正な取扱いを確保するため、チームリーダーを指揮して個人情報を取り扱う従業者に対し、必要、かつ、適切

な指導、教育及び監督を行わなければならない。

- 4 本会における個人情報の取扱いに関する事務は、総務チームが管理する。 (苦情の処理)
- 第24条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 本会は、前項の苦情の処理を図るため、苦情解決責任者及び苦情対応責任者を置き、 事務局長及びチームリーダーをもって充てる。
- 3 苦情を受けた従事者は、苦情対応責任者に遅延なく報告し、その指示を受けて必要な対応を行うものとし、苦情対応責任者は苦情の内容及び対応について、速やかに、 書面により苦情解決責任者に報告しなければならない。

(従業者の義務)

- 第25条 本会の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報について、 正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 従事者等は本規定に違反し、又は違反するおそれがある事実を知ったときは、その 旨を事務局長に報告しなければならない。
- 3 事務局長は、従業者から前項の報告を受けた場合、遅延なく事実関係を調査のうえ、 違反の事実が判明した場合には、遅滞なく会長に報告するとともに、関係事業部門に 適切な措置をとるよう指示するものとする。

第7章 雑則

(施行細則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年5月18日から施行する。

附則

この規程は、平成24年1月4日から施行する。

附即

この規程は、平成29年6月8日より施行することとし平成29年5月30日より適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。